

協議第 2 3 号関係

説明資料

公共的団体等の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16)

2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、

- (1) 団体の設置について町が関与（補助）しているもの
- (2) 町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 町の事業について大きく関与しているもの

以上の3点に基づき、3町が合併することにより、公共的団体等として統合しなければならないもの、又は統合の必要があるものについて分類し、調整に努めるものとする。

先進事例

篠山市

公共的団体については新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上級組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めることとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めることとする。

2市に共通している団体は、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

2市に共通している団体は、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めることとする。

2市に独自の団体は、現行のとおりとする。

さいたま市

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実績を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

あさぎり町

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。